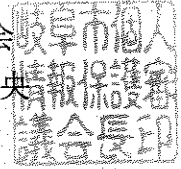


答 申 第 2 1 2 号
平 成 2 9 年 6 月 1 6 日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 央



個人情報ファイルの変更について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、平成29年5月24日付け岐阜市健増第135号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案

(1) 事案の概要

単年度事業であった節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診を平成29年度においても継続実施することになり、各検診の平成29年度における検診対象者及び受診者の情報を保有するため、下記(ア)から(ウ)までの各個人情報ファイルにおける「対象者の範囲」欄の記載事項をそれぞれ次のとおり変更する。

(ア) 節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診台帳

「平成21年度から平成28年度までにおける節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診対象者」

→ 「平成21年度から平成29年度までにおける節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診対象者」

(イ) 節目子宮頸がん検診受診票兼報告書ファイル

「平成21年度から平成28年度までにおける節目子宮頸がん検診受診者」

→ 「平成21年度から平成29年度までにおける節目子宮頸がん検診受診者」

(ウ) 乳がん検診票兼受診通知書ファイル

「平成21年度から平成28年度までにおける節目乳がん検診受診者」

→ 「平成21年度から平成29年度までにおける節目乳がん検診受診者」

2 意見

適当なものと認める。